社会医療法人アンリー・デュナン会

深川第一病院介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条　社会医療法人アンリー・デュナン会深川第一病院が開設する介護医療院（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条　施設の従業者は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

2　施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

3　介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

⑴ 名称　深川第一病院介護医療院

⑵ 所在地　深川市あけぼの町１番１号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条　施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１名（兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

⑵　従業者

医師　１名以上（兼務）

薬剤師　１名以上（兼務）

看護職員（看護師および准看護師）　9.2名以上（常勤換算）（内、看護師２割以上）

介護職員　13.8人以上（常勤換算）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１名以上（兼務）

管理栄養士　１名以上（兼務）

介護支援専門員１名以上（兼務）

診療放射線技師１名以上（兼務）

従業者は、介護医療院サービスの提供に当たる。

⑶　事務職員　適当数

必要な事務を行う。

（入所者定員）

第5条　入所定員は５５名とする。

（多床室１４室（４床室：１３室、２床室：１室）、従来型個室　１名）

（深川第一病院７Ｆ病棟部分とする。）

（介護施設サービスの内容及び利用料等）

第6条　介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

⑴ 療養上の管理

⑵ 看護

⑶ 医学的管理の下における介護

⑷ 機能訓練及びその他必要な医療

⑸ 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 居住費　　437円(1日あたり)　多床室(14室)、1,728円(1日あたり)　従来型個室(1室)

2. 入所者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
個室2,200円(税込)（テレビ設置、居室内トイレ設置あり)(1日あたり))

3. 日常生活において通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用として、
日常生活費215円、教養娯楽費55円を徴収する。

4. 食費　1,545円(1日当たり)

5. 理美容代　実費

3. 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又はその家族に対し説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

4. 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条　入所申込者及びその家族は、介護医療院の定める運営規定並びに介護医療院サービス利用契約書に記載された入所生活上のルール、設備利用上の留意点を遵守する。

（非常災害対策）

第8条　施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① 虐待防止に関する責任者　看護部長
② 成年後見制度の利用支援
③ 虐待等に関する苦情解決体制整備
④ 施設における虐待の防止のための指針の整備
⑤ サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報する。

（協力医療機関・協力歯科医療機関）

第10条　協力医療機関（病院）を深川第一病院とする。

(1) 施設の入所者の病状が急変した場合等において、深川第一病院の医師または看護職員が施設からの相談に対応する体制を常時確保する。
(2) 施設から診療の求めがあった場合において、深川第一病院は診療を行う体制を常時確保する。
(3) 施設の入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師または深川第一病院その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院について、深川第一病院は原則として受入れる体制を確保する。

2　協力歯科医療機関を深川第一病院　歯科・歯科口腔外科（以下、歯科口腔外科という）とする。

(1) 施設の入所者の口腔の健康状態についての改善の必要が生じた場合その他必要な場合には、施設が歯科口腔外科に連絡を取り、これに対して歯科口腔外科は適切な対応をとるものとする。

（その他運営についての留意事項）

1　従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

2　従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人アンリー・デュナン会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和６年３月１８日から施行する。

この規程は、令和７年１月１日改訂・施行する。

この規程は、令和８年８月１日改訂・施行する。